

職首発0607第1号  
平成23年6月7日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省  
職業安定局首席職業指導官

### 商工会議所と連携した震災被災者対象求人の確保について

東日本大震災の被災者を対象とした求人の確保については、「東北地方太平洋沖地震被災者に係る職業紹介について（その3）」（平成23年3月30日付け職首発0330第6号、職農発0330第17号）、「「日本はひとつ」しごと協議会に基づく求人確保等の取組について」（平成23年4月22日付け職政発0422第3号、職首発0422第2号）により指示しているところである。

今般、日本商工会議所から、震災被災者を対象とした求人の確保について提案をいただき、これを受け、下記1のとおり、全国の商工会議所において、被災者を積極的に採用する企業の情報を集約し、ハローワークに情報提供する仕組みを構築することとした。

各ハローワークにおいては、下記2に留意の上、地元の商工会議所とより一層連携し、本取組みによる求人の確保を図るとともに、被災した求職者に対して、求人情報を積極的に提供し、本事業の効果的な実施に努めるようお願いする。

#### 記

##### 1. 事業の概要

本事業については、次の①から⑧の流れで実施することとする。

- ① 日本商工会議所が全国の商工会議所を通じて、全国の会員企業に被災者を対象とした採用を呼びかける。
- ② 会員企業は、被災者の採用を予定する場合には、所定の事項を地域の商工会議所に情報提供する。
- ③ 情報提供を受けた商工会議所は、②の情報を「採用予定企業一覧表」（以下「一覧表」という。様式は別紙のとおり。）に取りまとめ、隨時、管轄のハローワークに提供する。
- ④ 一覧表の提供を受けたハローワークは、一覧表に記載された各企業の担当者に連絡し、商工会議所からの情報提供である旨を説明の上、訪問日時を調整し、職員又は求人開拓推進員が訪問する。
- ⑤ 企業を訪問した際に、職員又は求人開拓推進員は、求人条件等を確認の上、求人申込書を受け付け、求人を受理する。また、被災地（本通知では、岩手県、宮城県、福島県をいう。以下同じ。）以外のハローワークは、被災地のハローワークに当該求人の充足依頼をする。

- ⑥ 被災地のハローワークを中心に、被災した求職者への情報提供、職業紹介を実施する。
- ⑦ ③により一覧表の提供を受けたハローワークにおいては、定期的に、情報提供があつた企業の応募状況及び採用状況を一覧表の提供をした商工会議所にフィードバックするとともに、各都道府県労働局を通じて、フィードバックした一覧表を本省に送付する。
- ⑧ 本省から日本商工会議所に対して、⑦により報告を受けた一覧表を送付する。

## 2. 事業の実施に当たっての留意事項

- (1) 商工会議所から一覧表の提供を受けたハローワークにおける留意事項

商工会議所から一覧表の提供を受けたハローワークにおいては、上記1の③から⑤及び⑦の実施に当たって、次の事項に留意すること。

### ア. 商工会議所からの一覧表の提供等に係る担当者の明確化

商工会議所から、商工会議所の所在地のハローワークに対して、本事業に関して問い合わせがあった場合には、求人担当部門の担当者を明確にし、当該担当者が責任を持って商工会議所との連絡調整を行うこと。

また、あらかじめ、一覧表の提供の手段（持参、メール、FAX）や提供の頻度等についての取扱いを明確化するなど双方で齟齬がないように努めること。

### イ. 一覧表に記載された企業への訪問による求人開拓について

#### ① 求人開拓を行うハローワーク

商工会議所から一覧表の提供があつた場合の求人開拓は、当該企業の所在地を管轄するハローワークにおいて行う。このため、商工会議所から提供された一覧表に管轄外の企業があつた場合には、当該企業の所在地を管轄するハローワークに対して情報提供し、求人開拓を行うよう依頼する。

#### ② 訪問日時の調整

一覧表に記載された企業については、原則として、職員又は求人開拓推進員がすべての企業を訪問する。このため、一覧表の提供を受けた場合には、速やかに一覧表に記載されたすべての企業の担当者に連絡をし、訪問日時を調整すること。

ただし、日程の調整が整わない場合には、①ハローワークから求人申込書等を送付し、企業が記入の上、持参又は郵送によりハローワークに提出してもらう、又は、②求人開拓推進員が電話により具体的な求人内容を聴取し、求人申込書の記入を代行し、後刻、求人申込書の写しを求人者に郵送等により送付する等他の方法によっても差し支えない。

#### ③ 求人の申込みの受付方法

企業を訪問した際には、できる限り、その場で企業に求人申込書を記入してもらい、求人を受け付けることとするが、これが困難な場合には、後刻、持参又は郵送によりハローワークに提出してもらうこととする。

#### ④ 求人の申込みの受付に当たっての留意事項

求人を受け付けるに当たっては、「東日本大震災被災者に係る職業紹介の留意事項」（平成23年4月5日付け職首発0405第1号別添）の4に基づき、面接・

赴任旅費の負担や住居等も含む求人条件を確認するとともに、求人関係コードを入力し、求人申込書の「求人条件特記事項」欄に「震災被災者対象求人」と記載すること。

また、被災者を対象とした被災者雇用開発助成金、3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金等の雇入れの助成金についても、リーフレット等を用いて、的確に説明すること。

#### ウ. 求人受理について

求人の申込みを受け付けたハローワークは、ハローワークシステムにより求人受理の処理を行うとともに、被災地の各ハローワークに求人の充足依頼を行う。

#### エ. 商工会議所への応募状況等のフィードバックについて

商工会議所から一覧表の提供を受けたハローワークにおいては、四半期（6月、9月、12月、3月）末時点で、一覧表に記載された各企業の求人の求人番号、応募状況及び採用状況をハローワークシステムにより確認し、一覧表の「ハローワーク記載欄」にその状況を記載した上で、一覧表を提供した商工会議所に送付する。

また、商工会議所から各企業の応募状況等に関する問い合わせがあった場合には、随時、その状況を確認し、情報提供する。

#### (2) 被災地のハローワークにおける留意事項

被災地の各ハローワークにおいては、上記(1)ウにより充足依頼があった求人について、できる限り求職者の目に触れるよう、求人情報提供端末における閲覧に資するほか、庁舎内外に掲示可能なスペースがある場合には、「震災被災者を対象とした求人コーナー」を確保し、新着の求人票や求人一覧表の掲示を行う。

また、避難所等に求人情報を提供・掲示する場合には、(1)ウの充足依頼があった求人も取りまとめて提供する。

なお、被災地以外のハローワークにおいても、被災地から避難している求職者がいる場合には、積極的に求人情報を提供する。

### 3. 本省への報告

各都道府県労働局は、ハローワークごとに、上記2(1)エにより商工会議所にフィードバックした一覧表を取りまとめ、各四半期の翌月20日まで首席職業指導官室職業紹介係あてメールにより報告する。（その後、首席職業指導官室において、各都道府県労働局から送付されたファイルを日本商工会議所に送付する。）

なお、メールの送信に当たっては、各ハローワークの一覧表を1シートとし、労働局で1つのファイルにまとめるとともに（商工会議所から提供があった一覧表が電子媒体でない場合は、PDF等による送付も可）、メールのタイトルは、「商工会議所あて一覧表【都道府県名】」とすること。また、送付する一覧表がない場合も、メールによりその旨を連絡すること。

職業紹介係メールアドレス：[syokai@antei.mhlw.go.jp](mailto:syokai@antei.mhlw.go.jp)

(以上)

## 採用予定企業一覧(月 日時点)

商工会議所名: \_\_\_\_\_ 商工会議所 担当者: \_\_\_\_\_ (TEL: \_\_\_\_\_)

ハローワーク 記載欄 月末時点の状況	
求人番号	
応募者数	就職者数(※)

事業者名	雇用保険適用事業所番号 (不明の場合は不要)	事業所所在地	電話番号	担当者	採用を検討している職種	採用予定人数	就業場所	採用対象者 (一般、新卒者)	雇用形態	備考	ハローワーク 記載欄 月末時点の状況	
											応募者数	就職者数(※)
1 (株)〇〇〇〇	1234-567890-1	〇〇市〇〇町1-2-3	0123-45-6789	〇〇	溶接工	5	〇〇市	一般	正社員	社宅あり	12345-12345678	
2											10	2
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												

※就職者数は採用辞退者数を含まない。

(参考)

## 商工会議所と連携した震災被災者対象求人の確保(概要)

